



POLICE Information

年末年始の交通事故防止運動

12月21日～平成26年1月3日

年末年始は、人や車の動きが慌ただしくなるとともに、飲酒の機会も増え、重大な交通事故の発生が懸念されることから、熊本県交通安全推進連盟主催のもと12月21日から1月3日まで14日間「年末年始の交通事故防止運動」が展開されます。

運動の重点

- ① 飲酒運転の根絶
- ② 高齢者の交通事故防止
- ③ シートベルトとチャイルドシートの全席着用の徹底
- ④ 自転車の安全利用の推進

運転者は

- ① 飲酒運転の悪質性・危険性を認識しましょう
- ② 高齢者や子ども歩行者などに対して、思いやりのある運転に努めましょう
- ・横断歩道上の事故を防ぐため「てまえ運動」を実践
 - ※ てまえ運動：歩行者は横断する意思、運転者は横断させる意思を、手を前に出して合図を送り合うことで事故を未然に防ぐ運動
- ・計画的で余裕のある運転を心がけ、夕暮れ時の早めの点灯や夜間の上向き走行を実践

家庭では

- ① 飲酒運転の危険性や結果の重大性について話し合い、飲酒運転をしない・させない・許さない環境を作りましょう
- ② 夕暮れ時や、夜間の外出時には、明るい服装や反射材用品等を着用しましょう
- ③ シートベルトとチャイルドシートの全席着用を習慣付けましょう



〈問い合わせ〉 高森警察署 TEL(62)0110

なんでも

南部分署

救急車を適正利用するためのポイント

ためらわず救急車を呼んでほしい症状

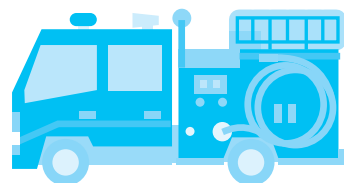
こんな症状がみられたら、**ためらわずに119番に連絡してください**！
重大な病気やけがの可能性がります。



■救急車到着後、救急救命士が症状を観察し、緊急性および重症性がないと判断した場合は、救急隊が病院を手配し、自家用車などで病院を受診してもらうこともあります。

■救急要請時に、「サイレンを鳴らさなくてください」と言われる場合がありますが、救急車の要件としてサイレンを鳴らし、かつ、赤色灯を点けることが法律で定められているため、ご要望にはお応えできません。

■近年、症状に緊急性がなくても、「交通手段がない」「便利だから」「困っているから」と救急車を呼ぶケースが増えています。救急車や救急医療は限りある資源ですので、適正利用を心がけましょう。



〈問い合わせ〉 阿蘇広域行政事務組合 消防本部 南部分署 TEL(62)9034 火事・救急 119